

# 住みよい街づくりのために 都市計画事業の推進を

**特集**  
平成14年8月1日



富津市青木 NTT富津 周辺

5月7日から8回にわたり、富津公民館ほか2会場で都市計画事業の推進に伴う都市計画税導入についての説明会を開催いたしました。出席された人々から都市計画税導入の理由やどのような事業を実施するか、また近隣の都市計画税の状況などのご質問がありました。そこで、これらの「質問」につきまして市長としての考えを述べさせていただきます。

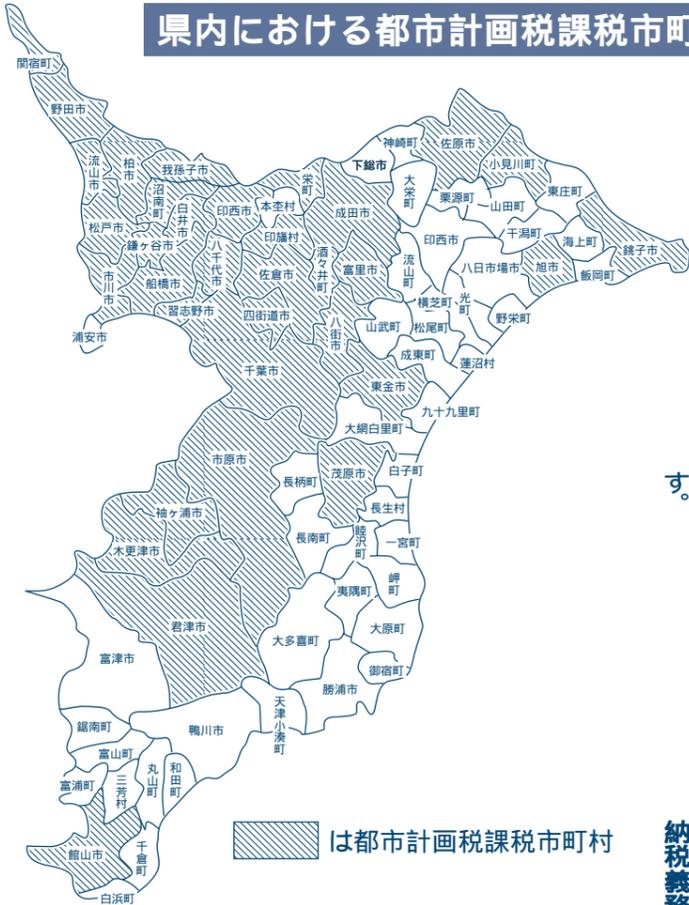
富津市では、活力ある豊かな暮らしと人と人とのぬくもりが伝わる地域社会を育むまちづくりを基本として、二十一世紀の幕開けとともに富津市の将来像の実現に向け、「躍動とにぎわい 安らぎとふれあいの交差するまち ふつつ」をスローガンに街づくりを進めています。

より多くの市民が住みやすい環境で、にぎわいに満ち、活力あるまちをつくりあげ、次の世代に資産を引き継いでいくことが、今やらなければならないことであると考え、この事業の費用に充てる財源として平成15年度から都市計画税の導入を行う決意をいたしました。

ご理解とご協力をお願いいたします。

富津市長 白井 貫

## 県内における都市計画税課税市町村



### 都市計画税とは

市は、昭和45年に都市計画法の一部改正により富津都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する線引きを実施しました。また、大佐和都市計画区域についても富津都市計画区域とは異なりますが、用途地域と無指定地域とに区分する非線引きを実施しました。

市街化区域と用途地域は優先かつ計画的に市街化を図る区域で街路、公園、下水道など都市施設の整備や土地画整理事業を積極的に推進する区域です。

これらの事業を具体的に実施していくため、都市計画法に基づき認可を受けて行う事業が都市計画事業です。

### 都市計画税の目的

都市の健全な発展と秩序ある整備と計画的な都市づくりの実現を目的とし、市町村が都市計画法や土地画整理法に基づき認可を受けて行う事業（街路、公園、下水道などの都市施設整備事業や土地画整理事業など）に要する費用に充てるため、課税する目的税です。そのほかの事業や一般の経費には使えない税です。

### 都市計画税のあらまし

**課税の対象となる資産**  
富津都市計画区域の市街化区域と大佐和都市計画区域の用途地域に所在する土地と家屋

**納税義務者**  
土地または家屋の所有者

市 町 村 名	税率
千葉市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 佐原市 佐倉市 習志野市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 富里市 印西市 白井市 関宿町 栄町 沼南町 印旛村	0.30%
四街道市 八街市	0.25%
松戸市	0.23%
銚子市 野田市 茂原市 東金市 旭市 君津市 袖ヶ浦市 酒々井町 小見川町	0.20%
成田市	0.05%

\* 34団体 (28市、5町、1村)

土地または家屋の所有者  
**賦課期日**  
固定資産税と同じ1月1日

**税額の計算方法**  
課税標準額×税率(0.3%の予定)

課税標準額は、固定資産税と同様の方法で計算されます。(原則として評価額が課税標準額となりますが、宅地などは税負担の調整措置が講じられています。)

ただし、住宅用地の軽減措置(率)は、固定資産税と異なり、次のとおりとなります。

小規模住宅用地(200㎡以下の住宅用地) = 評価額の3分の1  
その他の住宅用地 = 評価額の3分の2

## 都市計画税の必要性

市は、21世紀を迎え、新5カ年計画で掲げる将来都市像を実現するため、都市計画事業をはじめ多くの事務事業に取り組んでいます。

富津市は、近隣市に比べ公共下水道の整備をはじめ都市計画街路整備、市街地整備事業などの都市計画事業の遅れから若者の流動化による人口の減少などが生じてきています。また、地方分権の時代を迎え、地域の特性を活かしたまちづくりを進める必要があります。

都市計画事業の推進により住みよいまちづくりを目指すには、都市計画税の導入が必要不可欠であります。

## - 都市計画事業 -

### 主な実施予定事業 (平成22年度までの第1期事業)

#### 公共下水道事業

- ・市街化区域内の未普及地域と幹線の整備  
(青堀駅裏の大堀地区、既成市街地の青堀地区、二間塚地区、と富津地区の既成市街地)
- ・下水道終末処理場の施設整備
- ・伊勢原都市下水路の整備  
(千種新田の黒田精工 駐車場付近から新小原団地付近)

#### 公園整備事業

- ・都市公園施設整備  
(市民ふれあい公園や都市計画区域内の近隣公園)

#### 土地区画整備事業

- ・事業区域内の街路整備や公共下水道整備事業など



青堀駅前通り

#### 都市計画街路整備事業

- ・二間塚大堀線街路整備事業  
(国道16号大堀地区山九デパート付近～JR線路下～二間塚地区山九社宅付近)
- ・鳥井戸線道路整備と坂口線道路整備事業  
(大堀地区アサナギ病院そばの踏切廃止に伴う関連事業)
- ・北笹塚大貫線街路整備事業  
(君津市人見地区人見大橋付近～山王地区水町歯科付近)
- ・二間塚汐入線街路整備事業  
(国道16号大堀地区相模屋海苔店付近～南総松華園付近)
- ・青堀駅東口線道路整備事業  
(京葉銀行付近～山王地区大山公民館付近)
- ・川岸富津公園線街路整備事業  
(青木土地区画整理区域境～大堀地区マルテン産業機械 付近)
- ・神明山1号線街路整備事業  
(国道465号篠部地区～海側)
- ・神明山1号線街路整備事業  
(区画整理事業地内)
- ・千種新田中線道路整備事業  
(岩瀬地区君津商業高校グランド付近～岩瀬川～大貫駅裏方面)
- ・千種新田高根線街路整備事業  
(小久保地区さゞ波館付近～海岸線に篠部地区)



ゆとりある家並み

### 都市計画事業・都市計画税に関する窓口は

事業に関するご質問は建設部街づくり課、税に関するご質問は財政部課税課でお答えします。

街づくり課	80・1313
課税課	80・1242

都市計画税の導入により、市街化調整区域とは市街化を抑制すべき区域です。

市街化区域とは、既に市街地を形成している区域や優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

都市計画区域とは、都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するに必要とするため、都市計画法やそのほかの法令の規制を受けるべき土地として指定した区域です。

都市計画の基本理念は、都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活や機能的な都市計画を確保すべきことを目的としています。

都市計画用語